

令和2年第1回

長与町議会定例会会議録

令和2年3月 3日開会

令和2年3月17日閉会

長与町議会

令和2年第1回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年3月3日
本日の会議 令和2年3月3日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱 伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	下 水 道 課 長 山口新吾君
教 育 長 勝本真二君	教 育 次 長 森川寛子君
教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君	教 育 総 務 課 長 宮司裕子君
生 涯 学 習 課 長 青田浩二君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君

会議録署名議員

9番 金子恵議員 10番 岩永政則議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
閉会 11時45分

令和2年第1回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和2年3月3日（火）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	施政方針説明	
6	1	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	
7	2	長与町認可地縁団体印鑑条例	
8	3	長与町犯罪被害者等の支援に関する条例	
9	4	長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例	
10	5	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	
11	6	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
12	7	長与町立児童館条例の一部を改正する条例	
13	8	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
14	9	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
15	10	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
16	11	町道路線の認定について	
17	12	令和元年度長与町一般会計補正予算（第4号）	
18	13	令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
19	14	令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
20	15	令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	

日程	議案番号	件名	備考
21	16	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	
22	17	令和元年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)	
23	18	令和元年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)	
24	19	令和2年度長与町一般会計予算	
25	20	令和2年度長与町駐車場事業特別会計予算	
26	21	令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算	
27	22	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	
28	23	令和2年度長与町介護保険特別会計予算	
29	24	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	
30	25	令和2年度長与町水道事業会計予算	
31	26	令和2年度長与町下水道事業会計予算	
32	27	人権擁護委員の推薦について	
33	28	人権擁護委員の推薦について	
34	29	人権擁護委員の推薦について	

令和2年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 3月3日（火） ～ 3月19日（木） 17日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	3	火	9 : 30	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明 議案上程（提案理由説明） (全員協議会)
	4	水	9 : 30	本会議	一般質問（5名） (午前) 浦川議員 ・ 吉岡議員 (午後) 西田議員 ・ 西岡議員 松林議員
	5	木	9 : 30	本会議	一般質問（5名） (午前) 堤 議員 ・ 内村議員 (午後) 安部議員 ・ 中村議員 安藤議員
	6	金	9 : 30	本会議	一般質問（1名） (午前) 河野議員
					議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
				委員会	付託案件審査
	7	土	—	休 会	
	8	日	—	休 会	
	9	月	9 : 30	委員会	付託案件審査
	10	火	9 : 30	委員会	付託案件審査
	11	水	9 : 30	委員会	付託案件審査
	12	木	9 : 30	委員会	付託案件審査
	13	金	9 : 30	委員会	付託案件審査
	14	土	—	休 会	
	15	日	—	休 会	
	16	月	9 : 30	委員会	付託案件審査
	17	火	9 : 30	委員会	付託案件審査
	18	水	9 : 30	委員会	付託案件審査予備日 委員長報告取りまとめ
	19	木	9 : 30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

令和2年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

※新型コロナウイルスの影響を鑑み、会期を当初の日程より短縮しています。

◎ 会期 3月3日（火）～ 3月17日（火） 15日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	3	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明 議案上程（提案理由説明） （全員協議会）
	4	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）浦川議員 ・ 吉岡議員 （午後）西田議員 ・ 西岡議員 松林議員
	5	木	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）堤 議員 ・ 内村議員 （午後）安部議員 ・ 中村議員 安藤議員
	6	金	9：30	本会議	一般質問（1名） （午前）河野議員
					議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
					委員会 付託案件審査
	7	土	—	休 会	
	8	日	—	休 会	
	9	月	9：30	委員会	付託案件審査
	10	火	9：30	委員会	付託案件審査
	11	水	9：30	委員会	付託案件審査
	12	木	9：30	委員会	付託案件審査
	13	金	9：30	委員会	付託案件審査
	14	土	—	休 会	
	15	日	—	休 会	
	16	月	9：30	委員会	付託案件審査予備日
	17	火	13：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

1	4番	浦川圭一 議員 ① 議会の使命を達成するための行政の対応について ② マイナンバーカード普及における町のメリットについて
2	13番	吉岡清彦 議員 ① 名君へ向かっての心意気について ② 危険な場所の対策について ③ 猪の出没対策について
3	3番	西田健 議員 ① 町の公園の在り方について ② 町の道路状況について
4	15番	西岡克之 議員 ① 本町の虐待問題について ② 本町の教育問題について
5	2番	松林敏 議員 ① 中尾城公園について ② 消防団活動について
6	11番	堤理志 議員 ① 近隣自治体との連携の現状について ② 生活道路（平木場郷）の改善について
7	7番	内村博法 議員 ① 学校給食に関する課題について ② 本町の公共工事及び物品発注等について
8	6番	安部都 議員 ① 空き家「特定空家等」・空き地の対策について
9	5番	中村美穂 議員 ① 子どもを産み育てやすい環境整備の充実について
10	8番	安藤克彦 議員 ① 地域公共交通網改善計画について ② 中尾城公園のスパイラルスライダーについて
11	12番	河野龍二 議員 ① 高田南土地区画整理事業について ② 国民健康保険税の負担軽減について

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため、場内でのマスク着用を認めております。それともう1点、秘書広報課より写真の撮影の申し出がっております。許可をしておりますので、了承をいただきますようお願いをいたします。

ただいまから令和2年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番金子恵議員、10番岩永政則議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの17日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。これで議長報告を終わります。次に、請願陳情文書表について申し上げます。請願、陳情につきましてはありません。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。それでは行政報告に入らせていただきます。花のつぼみもほころぶ季節となつてまいりまして、議員各位におかれましては御健勝のこととお喜び申し上げます。先程御案内ありましたように、国内におきまして新型コロナウイルスの感染が広がっているところであります。本町におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策や、イベントの開催等について協議を行つてまいりました。この度の政府からの要請を踏まえ、長与シーサイドマルシェ等のイベントを中止にしたほか、町内公立小中学校の休校や児童館、子育て支援センターの臨時休館を3月2日より実施をしたところでございます。町民の安全を第一に考えながら、今後の動向などを注視してまいりたいと考えております。さて、令和2年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中に御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本議会におきましても、新年度の当初予算をはじめ、多くの議案をお願いいたしております。長期間になると思っておりますが、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和元年12月から令和2年2月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配布させていただいておりますので、主要な部分だけ御報告を

させていただきます。12月16日に西そのぎ商工会青年部の皆様とほっとミーティングを開催し、商工業の話にとどまらず、町への御意見、御提案をいただくことができました。また西そのぎ商工会におかれましては、今年度チャレンジショップを開設するなど、日頃より商工業の活性化に御尽力をいただいております。1月に入りまして、9日には長与町で消防出初式を執り行い、消防活動に御功績をいただきました消防団関係者の皆様へ、表彰状及び感謝状の授与を行ったところでございます。また、12日には長与町成人式を執り行い、本町の未来を担う451名が晴れて成人の仲間入りをしておられます。議員各位におかれましては、両日ともに多くの御出席をいただき、心より感謝を申し上げる次第でございます。30日には日本紙器株式会社様と災害時における協力に関する協定書締結式を執り行いました。昨今の大規模災害を顧みますと、避難所生活が長期化した場合、プライベートスペースの確保、また狭いスペースで余り動かないことでの健康被害や、災害関連死の問題が指摘をされているところであります。本協定により避難所において、段ボール間仕切り、段ボールベッド等の供給を円滑に行うことで、長期化した避難所生活の心理的、身体的負担を軽減することができるようになりました。本協定が締結できましたことは町民の安全安心を担う本町にとりまして大変心強く、町民の皆様の安心感の向上にも寄与するものと期待をしているところであります。2月に入りまして、16日には台風接近のため延期となっておりました「出張！なんでも鑑定団 in 長与」が開催されました。18日には、高田南土地地区画整理事業及び都市計画道路西高田線並びに国道207号の整備促進につきまして、国土交通省等へ要望を行っております。21日には、長与町町制施行50周年記念事業実行委員会を開催し、予定しておりました記念事業が全て終了したことを報告したところであります。50年という長与町の歴史の重みを感じ、また町民の皆様の温かい思いを感じた1年でございました。これから長与町の新しい50年が始まりますので、今後とも皆様方のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。そのほか、お手元に配布のとおり、多くの行事や会議があっております。議員各位におかれましては、御多忙の中に御出席、御協力いただきましたことに重ねて感謝を申し上げる次第でございます。以上が12月から2月にかけての行政報告でございます。次に載せております5,000万円未満の入札結果とあわせまして御参照いただければと存じます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、施政方針説明を行います。施政方針説明の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは令和2年度の施政方針の説明をさせていただきます。本定例会におきまして、令和2年度当初予算をはじめ各種の議案審議をお願いするに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を賜りた

いと存じます。国は、令和2年度の経済見通しを「雇用、所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる」としております。しかし一方で、このままの人口減少が続けば、国の持続性すらも危うくなるという危機感から「少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病がある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現」に取り組み、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、人づくり革命及び働き方改革のための対策を強力に推進しているところです。これら人口減少に対応する地方創生の取組は、平成26年度に決定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を起点とし、全ての地方自治体がそれに呼応する形で国を挙げて取り組んでまいりました。この間、就業者数、女性の就業率、高齢者の就業率、農業生産所得などにおいて改善が見られ、一定の成果を挙げておるところであります。国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口におきましても、平成29年推計では5年前の推計に比べ、人口減少の速度や高齢化の進行度合いが緩和される結果となっております。しかし、残念ながら人口減少の最大要因である東京圏への一極人口集中は近年むしろ加速しており、合計特殊出生率におきましても改善が見えづらい状況でございます。こうした中、国におきましては現在の危機的な状況を国と地方がしっかりと共有し、将来にわたって活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正を共に目指すことを旨とする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和元年12月に決定したところです。本町におきましても、若い世代を中心とした大幅な転出超過に加え、出生数も減少していることから、国と同様に人口の減少傾向が続いております。本町におきまして顕著な進学、就職の年齢層の転出超過傾向は、地方特有の構造的な問題でもあり、短期的に改善することは容易ではありませんが、国や県、関係機関と緊密に連携し、若い世代の地元への定着を促進する取組を進めてまいります。さらに、引き続き結婚から子育てまでの切れ目のない支援により、出生率向上を図るとともに、子育て世代の転入を促すような教育環境、子育て環境の整備に努めてまいります。

昭和44年1月1日に町制を施行した本町は、平成31年1月に町制施行50周年という大きな節目を迎えました。平均年齢も比較的若く、子育て世代が多く暮らす本町は、長崎市に隣接する都市機能の利便性と身近で豊かな自然環境を併せ持ち、今や子育てと教育の町、機能的で暮らしやすい町として、内外で高い評価を得ております。かつての爆発的な人口増加にも関わらず、常に新たな住民を引きつける求心力を保ち続けることができたのも、本町に暮らす新旧住民が相互に融和し、共に知恵を絞り、手を携えて努力してきた賜物でございます。平成30年度、令和元年度と2か年にわたり、住民の皆様の参加と協力を得ながら各種の記念事業を実施してまいりましたが、これら記念事業の開催を通じ、これまで歩んできた本町の歴史を振り返るとともに、現在を見据え、また未来への展望について町民の皆様と共に考える良い機会になったものと確信しております。各種記念事業に御理解、御協力を賜りました町民の皆様、関係者各位には、この場を借りて深く感謝申し上げます。この大きな節目であった町制施行5

0周年が、本町のさらなる飛躍の契機となるよう努めてまいりたいと考えております。私は、本町の成り立ちや特性を踏まえ、子育て、教育、健康づくりを施策の柱に据え、これまで一貫して「幸福度日本一のまちづくり」を標榜し、その実現に努めてまいりました。併せて、危機的な少子高齢社会に適切に対応し、その克服を目指す地方創生の観点も取り入れながら、現在「第9次総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に推進しているところでございます。いずれも計画の最終年度を迎え、仕上げの段階へと入っています。計画を着実に推進し、成果に繋げることは当然でございますが、加えて事業の進捗を見極め、既に策定作業に着手している令和3年度からの「第10次総合計画」及び「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に円滑に引き継ぐ必要がございます。事務事業評価、施策評価の結果に加え、町民意識調査やワークショップの開催を通じて町民の皆様から頂戴した様々な御意見を効果的に反映させ、町民協働での計画づくりを進めてまいります。なお、現在「総合計画」と「総合戦略」は別個の計画として位置づけておりますが、次期計画におきましては一体の計画として策定し、さらなる効果的推進を期することといたします。

続きましては、財政運営に関する諸情勢でございます。令和2年度予算編成に関して、国は前述のとおり「雇用、所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展している」としながらも、国、地方の債務残高が非常に厳しい状況にあること等を踏まえ「歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進する」としております。また地方にも同様の姿勢を求めています。長崎県においても、社会保障関係費の継続した伸びや公債費負担の増加に伴い、極めて厳しい財政運営を強いられていることから、具体的な成果に直結する政策への集中化、重点化を図るとともに、分野を問わず、事業、施設、職員配置のあり方そのものまで踏み込んで検討することとしています。こうした中、本町におきましても、社会保障関係費の大幅な伸びや進行中の大型公共事業、さらに今後老朽化した公共施設等の維持管理経費の増大が見込まれるなど、厳しい財政運営を強いられておるところであります。一方、基礎的自治体である本町の動向が住民の日常生活に直結していることから、将来にわたる財政の健全性の維持が何よりも重要となっております。こうしたことから、令和2年度予算編成におきましては、真に必要性、優先性が高い事業への集中化、重点化を念頭に置き、経費節減に進めてきたところでございます。今議会におきまして御審議いただく令和2年度一般会計当初予算の規模は133億7,516万3,000円、前年度比で4.6%の増という状況でございます。町長選挙を控えていることから骨格予算として編成をいたしました。予算規模では令和元年度を上回っております。元々、経常経費や継続事業が大きな割合を占めていることに加え、子育て支援対策の強化、高田南土地区画整理事業の一括施行が始まることなどが主な要因でございます。予算の執行に当たりましては、常に費用対効果に留意し、効率のかつ成果を重視した行財政運営に努めてまいります。

それでは令和2年度における主要事業等につきまして所管ごとに説明を行います。

まず総務部でございます。引き続き第4次長与町行政改革大綱実施計画に基づいた行政改革を遂行し、事務の効率化、事業の充実、住民サービスの向上を目指し効果的効率的な行政運営に努めてまいります。また、人事評価制度や職員研修制度などを生かした職員の意識改革、資質向上のための人材育成や時間外勤務の状況及び業務量の変化に応じた人員配置を継続して行うことで事務事業を処理しうる組織編成を図ってまいります。消防防災事業では、長崎県により長与川が水位情報周知河川に指定されたことに伴い、長与川情報基盤整備事業を基に洪水ハザードマップを作成いたします。町民の方々に洪水ハザードマップの周知を図り、防災対策として活用していただくことで、減災へと繋げてまいります。地域協働では、安全安心な暮らしを支える最も身近な住民組織である自治会や各地区コミュニティの活動を引き続き支援するとともに、活動に対する理解の醸成と加入参加の促進を図るため、広報紙やホームページ等の各種媒体を活用した情報発信に努めてまいります。交通安全対策事業では、季節ごとの交通安全運動を積極的に実施しつつ、関係団体と連携し、交通安全教育や参加体験型講習会等を開催し、交通マナーの向上と交通安全意識の高揚を図りながら、子どもと高齢者を交通事故から守る施策を行ってまいります。また、引き続き、高齢者運転免許証自主返納奨励事業を通して、高齢運転者による交通事故の減少にも努めます。防犯対策事業では、警察や地域の見守りの皆様の御協力をいただきながら「カギかけんば、ひと声かけんば、見守りせんば」の犯罪なく3（さん）ば運動を広く啓発、実施し、犯罪を未然に防ぐまちづくりに努めます。なお特殊詐欺等の被害防止に向け、各種相談業務を行うとともに、町民の皆様によりタイムリーな情報提供ができますよう、警察等と連携をしてまいります。情報管理部門では、安定的な電算システムの運用管理を図るとともに、行政事務の効率化を進め、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。また、財政状況に鑑み、パソコンの調達方法を従来のリース契約から購入に切り替え、長崎県市町村行政振興協議会によるパソコンの共同調達に参加し、より安価に調達することで経費節減へと繋げております。契約管理部門におきましては公用車の調達方法を見直したほか、庁舎をはじめとする公共施設の電力調達に関する入札を実施し経常経費の縮減がなされたところがございます。引き続き調達方法の見直しによる事務効率化と経費削減に努めるとともに、普通財産のうち、低・未利用地の売却を検討するなど自主財源の確保を図りながら、財政の健全化に努めてまいります。広報広聴部門では、長与町公式ホームページのリニューアルに着手いたします。アクセシビリティを高め、高齢者や障害者の方など誰もがホームページ等で提供される情報や機能を利用しやすいようにするほか、スマートフォンやタブレット端末にも対応できるようにするもので、公開開始を令和3年4月に予定しております。

次に企画財政部でございます。本町のまちづくりの基盤である総合計画につきましては、令和2年度が現計画の最終年度となります。これまでの取組につきまして、十分に検証を行うとともに、町民意識調査やワークショップの開催を通じて町民の皆様から頂戴した様々な御意見を踏まえ、次期計画を策定いたします。併せて人口減少、少子高齢

化といった課題に対応すべく進めてまいりました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても効果検証を行い、総合計画と一体的に策定をいたします。また、公共施設等のマネジメントにつきましても、劣化状況調査の結果を踏まえ、優先度が高いものから修繕補修を実施するとともに、今後10年間の「個別施設計画」を策定いたします。続きまして財政運営でございます。本町の財政状況は、社会保障関係費の増加に伴い、裁量の余地がない経常的な経費が増大する一方、歳出に見合う財源を単年度の歳入で賄えない状況が続いております。さらに今後は、高田南土地地区画整理事業の一括施工、子どもに係る教育や福祉の充実、さらに学校等教育施設の更新整備など、多額の経費を要する事業が予定されております。加えて、新図書館建設をはじめとした公共施設の老朽化対策についての検討が進むにつれ、多額の事業費が必要となってまいります。こうした中で、財政の健全性を維持していくためには、地方自治法の本旨である最少経費、最大効果の原則に則り、継続的に事業の見直しを図りながら、効率的かつ効果的な財源の配分を行っていかねばなりません。こうしたことから、今後もこれまで以上に職員一丸となって、持続可能な財政運営の堅持に努めてまいります。課税事務につきましても、町税が本町歳入の根幹をなすことから、課税客体の的確な把握と適正かつ公正な課税に努めます。収納推進業務につきましても、適正な債務管理に努め、収納率の向上と滞納繰越額の圧縮を実現してまいりました。引き続き安定的な税収確保のため、法令に基づいた滞納整理を進めてまいりたいと思っております。

続きまして住民福祉部でございます。子育てや住民福祉の充実と生活環境の向上を常に考え、町民に寄り添った対応を行ってまいります。住民窓口では、行政の基盤となる住民基本台帳、戸籍及びマイナンバー情報等へのセキュリティ対策を徹底するなど安定性を高めるとともに、丁寧で信頼される窓口サービスの提供を行ってまいります。また、本年1月よりマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを開始しました。さらに国はカードを用いたポイントによる消費生活活性化策を実施予定でもあり、こうした利便性の向上に伴いカードのより一層の普及に努めてまいります。地域の環境づくりにつきましても、町民や事業所等の皆様とも連携を図りながら、地球温暖化対策に取り組むとともに、住みよい生活環境づくりを進めてまいります。廃棄物処理につきましても、長与・時津環境施設組合との連携を強化し、安全で適正なごみ処理に努めてまいります。さらにごみの減量化や資源の循環を進めるため、地球温暖化対策と併せて、ごみの分別や廃棄物の適正処理などの啓発を促進してまいります。子育て支援事業につきましても、乳幼児期の教育、保育や地域の子育て支援に関する量の見込みと確保方策を示す「第2期子ども・子育て支援事業計画」を本年3月に策定をいたします。今後は本計画に基づき各種支援サービスの需要と供給のバランスに留意しながら、計画的に事業を実施してまいります。特にニーズの高いゼロ歳から2歳児の保育の受け入れ体制につきましても、本年も引き続き関係機関と協議並びに施設整備を行い、保育の受け皿確保に努めてまいります。さらに研修受講や人員体制整備を行い、保育の質の確保にも努めてまいります。

幼児教育、保育の無償化制度が昨年10月からスタートし、保育料のほかに預かり保育や副食費などの一部が無償の対象となりました。引き続き制度の周知に努めてまいります。小中学生を対象とした子ども福祉医療費につきましては、利便性の向上を図るため4月より現物給付を実施いたします。子育て支援センター事業につきましては住民アンケートによるニーズ調査を受け、日曜開館を試験的に実施してまいりましたが、一定数の利用があったこと、また父親の利用が増えていることなどから、今後は定期的に日曜開館を実施してまいります。母子保健事業につきましては、子育て世代包括支援センターの人員体制の充実と資質向上を図り、相談支援体制の強化に努めます。また、子育て支援機関との連携を深め、さらなる児童虐待予防に努めてまいります。さらに、ひばり学級の人員体制の強化を図り、障害児通所給付事業の適正給付に努めるなど、発達に関する相談や療育支援のより一層の推進を図ってまいります。高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者など日常生活に不安を抱える方々が増えていることから、地域と連携した見守り活動をはじめ、多重的な見守り施策を推進してまいります。また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会など、地域と密着した機関、団体との情報交換、共有を常に図りながら、地域福祉の推進に努めてまいります。障害者福祉におきましては、当事者の実情やニーズを把握し、障害の特性や状況に応じた福祉サービスの提供に努めます。また、障害者本人及び御家族の高齢化に伴う介護力低下を見据え、相談機能や緊急時の受け入れ対応を備えた地域生活支援拠点体制の整備に取り組んでまいります。

続きまして健康保険部でございます。健康づくりにつきましては、人生100年時代を迎え、町民の皆様方が生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるよう、昨年2月の「長与町健康のまち宣言」を基に、町民総出による健康づくりに向けて事業に取り組んでまいります。中でも現在1,500名の方が参加しております健康ポイント事業は、官民連携による総数2,000名規模へ事業を拡大するとともに、今後の事業展開に向け事業効果を検証してまいります。また、健康寿命の延伸に向けた疾病、介護予防、フレイル対策など、高齢者の健康増進の取組といたしましては、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、虚弱な状態を改善する対策を含めた高齢者の健康づくりを効率的かつ効果的に推進してまいります。国民健康保険事業につきましては、制度改革により平成30年4月から長崎県が運営に加わり財政運営の安定化が図られております。町といたしましては、医療費の増加等による負担増に繋がらないよう、特に特定健診のPR等の強化を図り、受診率の向上に努めてまいります。介護保険事業につきましては、高齢者がいつまでも住み慣れた長与で、安全安心で自立した日常生活を営むことができるよう「長与町老人福祉・第7期介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの深化、推進等に引き続き取り組んでまいります。主要な施策として、在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けては、長与町在宅医療・介護連携推進協議会を核として、

医療、介護に関わる多職種間の連携や情報共有を図るとともに、住民への周知活動や相談体制の推進を行ってまいります。認知症施策では、認知症初期集中支援チームの活動や「ながよみかんカフェ」の開催など、認知症の人や家族への必要な支援に加え、認知症サポーターの養成を含め、認知症の人や家族、地域の方の交流や理解、事業のPRを行ってまいります。生活支援の体制づくりでは、支えあい「ながよ」推進協議体を中心に、住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めるために、町的生活支援の課題解決を含め協議を進めてまいります。また、介護予防事業につきましては、健康づくり部門との連携を図ってまいります。なお、令和2年度は「長与町老人福祉・第7期介護保険事業計画」の最終年度となりますので、第7期計画の検証を踏まえ、令和3年度からの次期計画「長与町老人福祉・第8期介護保険事業計画」の策定を行ってまいります。

続きまして建設産業部でございます。はじめに農業の振興につきましては、本町の特産品である柑橘の生産性向上と一層のブランド化を図るため、品質向上対策や優良苗木への更新事業を継続して行なってまいります。さらに、野菜苗等の購入を補助する畑作物拡大事業や落葉果樹等苗木購入補助を実施するなど、農産物直売所におけるさらなる商品の充実を図り、農家の所得向上に繋げてまいります。次に水産関係では、稚魚放流事業や漁業後継者の育成に繋げるカキの養殖体験などを展開してまいります。次に林業関係におきましては、有害鳥獣対策に繋がる里山林整備事業及び山地防災の強化に向けた治山事業など、今後も県当局の指導を仰ぎ事業を進めてまいります。商工観光関係では、商店街の賑わい創出及び新たな創業を支援するため、八反田公園を中心にしたイルミネーションの点灯やチャレンジショップへの取組を継続して実施いたします。また、創業塾の開催、販路開拓支援事業など町内事業者の経営安定と販売力向上に向け、引き続き商工会と連携し、各種支援事業を展開してまいります。そのほか、長与川まつり、長与シーサイドマルシェにつきましては、今後も実行委員会と連携しつつ、町内外からの多くの来場者で賑わうイベントとして定着を図り、交流人口の増加と町の活性化に繋げてまいります。ふるさと長与応援寄附金事業では、長与町の取組事業などを紹介しながら、返礼品となる地場産業のさらなる掘り起しを行い、全国の皆様方に応援していただけるよう努めてまいります。次に建設関係でございますが、生活インフラの一つである道路につきましては、舗装の補修・打ち替えなど計画的な維持管理を行ってまいります。また、町道に架設されている橋梁におきましては、長寿命化修繕計画に基づき、詳細点検、修繕を行い、維持管理コストの縮減に努めてまいります。中尾城公園をはじめとする公園につきましては町民の皆様の憩いと安らぎの場となるよう、施設の長寿命化を図るなど、計画的な維持管理に努めてまいります。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、詳細点検、補修設計を行い、早期の修繕による維持管理コストの削減に努めてまいります。都市計画道路西高田線につきましては、幅員が特に狭小な高田踏切から和楽団地入口付近の区間におきまして、用地購入及び建物移転補償を進めております。本区間における交通の円滑化と歩行者の安全確保に向け、引き続き事業を進めてまいりま

す。高田南土地区画整理事業につきましては、事業の受託施行者である長崎県におきまして、令和元年度中に事業の早期完成に向けた残工事の一括施工に関する工事請負契約が締結される予定となっております。今後も県と緊密に連携し、1日も早い工事完成を目指して事業を進めてまいります。

次に教育委員会でございます。「心を育む教育と文化の創造」のさらなる充実を目指して、次のような内容に取り組んでまいります。まず、教育環境の充実といたしましては、ICTを基盤とした先端技術等を効果的に活用し、子どもの力を最大限に引き出す学びを実現するためのGIGAスクール構想を推進するため、小中学校における高速大容量のネットワーク環境、校内LANの整備を行ってまいります。さらに、令和5年度までに児童生徒1人に1台の端末を整備できるよう計画的に取り組めます。また、長与北小学校校舎外壁改修等、学校施設の安全性を確保するため老朽化対策に取り組めます。学校教育では、令和2年度から全ての小学校に学校運営協議会を立ち上げ、学校、家庭、地域が一体となったコミュニティスクールがスタートします。また、小学校では新しい学習指導要領が全面実施となります。1人1人の子どもたちが未来社会を切り拓くための生きる力を育ててまいります。令和元年度までに、全ての学校に構築を行った校務支援システムが本格稼働いたします。これにより教職員の業務負担を軽減し、長時間勤務の是正など教職員の働き方改革を推進し、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保できるよう努めてまいります。生涯学習では、身近な学習の場、交流の場として「であい、ふれあい、学びあい」をモットーに、各公民館における各種講座や自主グループの活動を通じ、人づくり、地域づくりを進めてまいります。青少年の健全育成では、子どもたちの休日の居場所づくりとして、毎月1回土曜日に実施している地域子ども教室を従前の3か所に1か所を加え、4か所で実施いたします。また、令和元年度に子どもたちの生きる力を育むために新しい事業として取り組んだ通学合宿につきましても、継続してまいります。文化芸術の振興では、町民文化ホールの音響設備の入替を行うための設計業務を実施いたします。スポーツ振興では、5月9日に長与町で2020東京オリンピックの聖火リレーが実施されます。町民の皆さんとともに、56年ぶりの自国開催のオリンピックを盛り上げていきたいと存じます。また、施設使用料改定により確保された財源を活用し、毎年老朽化している体育施設等の改修や整備を行っておりますが、令和2年度に運動公園広場の整備を実施いたします。教育委員会では、様々な取組を通じて、学校、家庭及び地域住民がお互いに手を携え、町民を挙げて子どもたちの健やかな成長を育むとともに、誰もが生涯にわたって学び続け、生きがいを持つことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

最後に水道局関係でございます。水道事業、下水道事業ともに中長期計画等に基づいた事業を行うことで、将来にわたり健全な経営の下に安定的な事業を行ってまいりたいと考えております。水道事業は、町民の快適な生活を維持するための重要なライフラインの1つとして、安全で良質な水を安定的に供給することを最大の使命といたしまして

取り組んでおります。令和2年度におきましては、引き続き老朽化した施設の更新及び配水管等の布設替えを行い、計画的な耐震化を図るとともに、漏水対策、水質管理に万全を期し、適切な維持管理に努めてまいります。また経営基盤強化の一環として、広域的な連携を視野に入れ、共同浄水場設置の可能性について検討いたします。下水道事業は、町民の快適な生活環境を保持すると同時に、大村湾の水質保全に寄与することが求められております。長与浄化センターにおきましては、大村湾の水質を保全するために、水処理施設の高度処理化を進めるとともに、長寿命化計画に基づき水処理施設の改築更新を実施します。管路施設におきましては、ストックマネジメント計画に基づき点検を行い、老朽化した施設の修繕や更新に取り組めます。また、維持管理業務におきましては、長与浄化センターとマンホールポンプ場を包括的民間委託とすることによりまして、民間事業者のノウハウを活用し、効率的効果的な運営に努めてまいります。

大変長くなりましたけれども、以上が令和2年度の町政運営に対する基本姿勢及び重点施策、主要事業等でございます。組織一丸となって幸福度日本一のまちづくりに邁進してまいりますので、議会をはじめ町民皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針の説明とさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで施政方針説明を終わります。

日程第6、議案第1号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

ただいま議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第1号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。地方自治法第290条におきまして、一部事務組合を組織する数を増減し、または本組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議に先立ち、議会の議決を求めるとされております。本議案は、長崎市が令和2年4月30日をもって長崎県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数に減少が生じ、併せて規約の変更を要することから、議会の議決を求めるものでございます。規約の変更点につきましては、別表第1及び別表第2から長崎市を削るもので、令和2年5月1日から施行するものでございます。なお、組合格約は例規集に非掲載のため、参考資料として新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第7、議案第2号長与町認可地縁団体印鑑条例。日程第8、議案第3号長与町犯罪被害者等の支援に関する条例の2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第2号及び第3号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第2号長与町認可地縁団体印鑑条例の提案理由につきまして、昨年12月に地方自治法第260条の2第1項の規定により、本町の自治会の1つが認可地縁団体としての認可を受けました。これにより、当該自治会は不動産登記など団体名義の登録が可能となります。さらに、不動産移転登記などの手続きの際には、団体の印鑑登録証明書の添付が必要となることから、今回本町における認可地縁団体に係る印鑑の登録及び証明に関する事項につきまして、自治省通知の認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領に基づき、地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的として、必要な事項を定める長与町認可地縁団体印鑑条例を制定するものでございます。次に、条例の内容について御説明申し上げます。第1条は趣旨でございます。町長の認可を受けた地縁に対する団体の代表者に係る印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとしております。第2条では登録の資格等を、第3条では印鑑登録の申請について定めております。第4条では印鑑登録の制限に関し、登録できない印鑑の基準を定め、該当する印鑑は申請を受理しないことを定めております。第5条では印鑑の登録事項を、第6条では印鑑登録事項の変更が生じた場合について、第7条では印鑑登録の廃止の申請及び届出方法を定めております。第8条では印鑑登録の消除に関するものを、第9条では認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付申請について定めております。第10条では交付申請の受理による印鑑登録証明書の交付と印鑑登録証明書に記載する事項につきまして、第11条では代理人による申請につきまして、第12条では登録申請者の本人確認について定めております。第13条では質問調査として、町長が関係人に対して質問し、必要な事項について調査をすることができることを定めております。第14条では閲覧の禁止について、第15条では長与町行政手続条例の適用除外として、この印鑑の登録及び証明に関する条例による処分は長与町の行政手続条例の適用規定は除外するというように定めております。第16条ではこの条例に関する必要な事項は規則で定めるという委任について定めております。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

続きまして、議案第3号長与町犯罪被害者等の支援に関する条例につきまして。本条例は、犯罪被害者等基本法に定める基本理念に則り、本町においても、犯罪被害者等への総合的な支援を推進していくための必要な事項について定める条例を制定するものでございます。第1条は本条例の目的につきまして、第2条ではこの条例において掲げる用語の意義について規定しております。第3条では犯罪被害者等の支援、関係機関との連携、協力について、町の責務を総則的に規定しております。第4条では犯罪被害者等の状況や支援の必要性に関する理解、二次被害防止のための配慮、支援施策への協力など町民等の責務について。第5条では犯罪被害者等の状況や支援の必要性に関する理解、

配慮への協力などの事業者の責務について。第6条では犯罪被害者等が直面している問題について、相談及び必要な情報の提供等総合的支援について規定をしております。第7条では犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための見舞金支給につきまして、第8条では犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復を図るための保健医療サービス及び福祉サービスの提供に係る支援につきまして、第9条では犯罪被害者等が再び犯罪被害に遭うことを防止するため一時保護や防犯指導など安全確保のために必要な支援について規定をしております。第10条では犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を、第11条では職場環境の改善など必要な支援が行われることにより、犯罪被害者等の雇用の安定と職場における二次被害を防止するための支援について、第12条では犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性について町民等の理解増進のため、広報及び啓発に関し必要な支援について規定をしております。第13条では規則委任について規定しております。附則につきましては本条例の施行日を令和2年4月1日からとしております。

以上が、議案第2号及び第3号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第9、議案第4号長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例から、日程第15、議案第10号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括議案となりました議案第4号から第10号までの提案理由を申し上げます。はじめに、議案第4号長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来特別職非常勤職員として任用されていた交通指導員の任用形態が変更されたため、所要の改正を行うものでございます。改正内容としましては、第5条第2項の「30人以内とし、町長が委嘱する」を「30人以内とする」に改めるものでございます。第6条第1項の「非常勤とし、任期は2年」を「任期は、2年」に、同条第2項の「新たに委嘱した指導員」を「補欠の指導員」に、同条第3項の「報酬」を「謝礼金」に改めるものでございます。同条第4項として「交通指導員が、町長の招集による会議その他に出席したときは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用して、費用弁償を支給する」を加えるものでございます。第7条の「町長の命を受け」を削り、「あたる」を漢字の「当たる」に改めるものでございます。附則につきましては、本条例の施行日を令和2年4月1日からとしております。

続きまして、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につつま

して。本議案は、執行機関の業務につきまして、調停、審査、審議または調査等を行う組織である附属機関に関し、設置規定を整理するとともに、所要の改正を行うものでございます。改正内容としましては、第1条及び第2条にそれぞれ見出しを付し、第3条を削り、別表を改めるものでございます。別表の改正におきましては、長与町地域福祉ボランティア基金管理委員会をはじめ、15の附属機関を追加及び整理しております。また、長与町環境審議会につきましては、公害防止条例において設置の旨を規定していることから、本条例からは削ることとしております。なお、附則といたしまして、施行日は令和2年4月1日からとしております。

続きまして、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、非常勤の特別職職員について整理するとともに、所要の改正を行うものでございます。改正内容としましては、第2条に但し書きを加え、第3条では旧制度における嘱託職員の通勤費用について定めた規定を削り、別表を改めたものでございます。別表には、法改正に伴い非常勤の特別職職員として整理された産業医をはじめ、16の職務の追加及び整理をしております。附則につきましては、施行日を令和2年4月1日からとしております。

続きまして、議案第7号長与町立児童館条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は、児童館の利用対象者について実情の利用状況に則するよう所要の改正を行うものでございます。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

続きまして、議案第8号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は、児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。放課後児童支援員の資格要件につきまして、条例第10条第3項のいずれかに該当し、かつ都道府県知事が行う研修を修了した者となっておりましたが、指定都市の長が研修を実施できるようになったため「都道府県知事が行う研修」を「都道府県知事または指定都市の長が行う研修」に改めるものでございます。また、附則第3条第1項において定めていた研修受講の経過措置期間について、令和5年3月31日まで延長するものでございます。附則につきましては、施行日を公布の日からとし、附則第3条第1項につきましては令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第9号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして。本議案につきましては、大きく3点の改正でございます。1点目が子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の子どものための教育・保育給付の認定と今回新設された子育てのための施設等利用給付の認定を区別するため、支給認定の略称を変更し、法と同様の表記に改めるものでございます。2点目が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令第7号の施行に伴い、連携施設に関する要

件につきまして基準内容の整合性を図るものでございます。3点目が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令第8号の施行に伴い、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更と、条項ずれに伴う改正でございます。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

続きまして、議案第10号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして。今回の改正は、民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うものでございます。第11条では連帯保証人に係る事項につきまして、連帯保証人の極度額の定めを行う改正をしております。第14条、第15条、第31条、第33条、第36条、第39条、第53条及び第54条では、特定の入居者の収入の申告や家賃の決定について改正をしております。第19条では敷金の還付について改正をしております。第21条及び第22条では、修繕費用負担について改正をしております。第42条では不正入居者の家賃に係る利息について、年五分から法定利率に改正をしております。そのほかに、民法の一部を改正する法律の施行等に伴う字句の修正を行っております。附則としましては、本条例の施行日を令和2年4月1日としております。

以上が議案第4号から第10号までの提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で10時45分まで休憩をいたします。

（休憩 10時30分～10時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16、議案第11号町道路線の認定についてを議題とします。ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第11号町道路線の認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本議案は、道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定をお願いするものでございます。対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業の一括施工に伴い整備する路線番号5001から5055までの55路線でございます。議案のあとに参考資料として町道認定路線一覧表、位置図及び町道認定路線図を添付しております。路線図には起点を丸、終点を三角で表示しておりますので御参照ください。以上の町道認定につきまして、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第17、議案第12号令和元年度長与町一般会計補正予算（第4号）から日程第23、議案第18号令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今、一括提案となりました議案第12号から第18号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第12号令和元年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,881万5千円を減額いたしまして、補正後の総額を129億9,168万6千円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の1款町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税の現年課税分を決算見込みにより増額計上いたしております。8款地方特例交付金は、交付額の決定による計上。11款分担金及び負担金では、長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金を、額の確定により減額計上いたしました。13款国庫支出金では、GIGAスクール構想の実現に係る情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を新たに計上。また、児童手当負担金、プレミアム付商品券事業費補助金及び都市計画費補助金を減額計上いたしております。14款県支出金では、国民健康保険基盤安定負担金及び個人県民税徴収取扱費委託金を、額の確定や決算見込みにより増額。また、児童手当負担金及び長崎県議会議員一般選挙事務委託金等を減額計上いたしております。15款財産収入では、財政調整基金をはじめとする各基金の運用収入を計上。16款寄附金では、ふるさと長与応援寄附金の決算見込みによる減額計上、そして、個人様、団体様より寄せられました御寄付について計上させていただいております。17款繰入金では、財政調整基金及び減債基金繰入金等を減額計上いたしております。3ページをお開きください。18款繰越金では、平成30年度からの純繰越金の予算未計上分を計上。19款諸収入では、過年度分長与・時津環境施設組合運営負担金精算金などの増額。20款町債では、事業費の変動に伴う充当起債の増減額を計上。また、中学校施設整備事業充当起債を新たに計上いたしております。21款環境性能割交付金は、令和元年度税制改正により自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されたことによる交付金を計上いたしております。

続いて4ページからの歳出の主なものを御説明いたします。1款議会費では、費用弁償の減額。2款総務費では、庁舎管理業務委託料、長与町公共施設等管理公社補助金、選挙費等を減額計上いたしました。3款民生費では、障害児通所給付費、プレミアム付商品券事業費補助金、後期高齢者医療療養給付費負担金の減額計上。4款衛生費では、予防接種委託料の減額、下水道施設事業費負担金を増額計上いたしました。5款労働費では、再任用職員配置による館長報酬等を減額。6款農林水産業費では、樹園地基盤整備事業における岡地区基本設計負担金を減額計上。7款商工費では、信用保証料補給補助金等の減額を計上いたしました。続きまして5ページをお開きください。8款土木費では、土地区画整理事業特別会計繰出金及び街路事業に伴う補償額の増額。また、街路

整備工事費等の減額を計上いたしております。9款消防費では、広域消防事業負担金の増額。10款教育費では、教育振興基金への積立金及びGIGAスクール構想の実現に向けた小中学校の情報通信ネットワーク整備に係る経費等を新たに計上いたしております。12款公債費では、地方債に係る元金償還金及び利子の最終見込額を計上。13款諸支出金では、土地開発基金への積立金を計上いたしております。以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続いて、6ページをお開きください。第2表繰越明許費では、2款総務費1項総務管理費の交通系ICカード利用環境整備補助金、以下12件につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰越予定額をお願いいたしております。7ページをお開きください。第3表債務負担行為補正では、ESCOサービス委託料の追加をお願いいたしております。8ページをお開きください。第4表地方債補正では、土地区画整理事業以下4件について限度額の変更を、9ページの中学校施設整備事業につきましては、追加をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして議案第13号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ980万2,000円を増額いたしまして、補正後の総額を40億9,360万1,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページから第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の3款1項県補助金は、特別交付金の額が確定しましたので303万円減額計上いたしております。5款1項他会計繰入金は、1,208万4,000円を増額計上いたしております。保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定により増額し、事務費等繰入金及び出産育児一時金につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。9款1項国庫補助金は、74万8,000円を新たに計上しております。医療機関でのマイナンバーカード利用開始に伴うシステム整備費として国より交付されるものでございます。次に歳出につきまして御説明をいたします。3ページをお開きください。9款1項基金積立金は、財政調整基金の積立として980万2,000円を計上いたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第14号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を増額いたしまして、補正後の総額を5億1,828万6,000円とするものでございます。補正の主な内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の1款後期高齢者医療保険料は、歳入見込額により305万6,000円を増額計上いたしております。3款繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定により294万8,000円を減額計上

いたしております。次に歳出につきまして御説明申し上げます。3ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出見込額により10万8,000円を増額計上いたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第15号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正、保険事業勘定では、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ741万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を32億3,655万円とし、サービス事業勘定では、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4万4,000円を減額いたしまして、補正後の総額を3,400万5,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。それでは保険事業勘定の歳入につきまして、3款国庫支出金2項国庫補助金では、令和元年度保険者機能強化交付金の額の決定により計上しております。6款財産収入1項財産運用収入は、介護給付費準備基金の預金利息となります。7款繰入金2項基金繰入金は、介護給付費準備基金よりの繰入金として計上しております。続きまして歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金へ積み立てる予定としております。6款諸支出金1項繰出金は、介護サービス事業勘定収入への繰出金でございます。続きまして、介護サービス事業勘定の歳入について説明を申し上げます。4ページをお開きください。1款サービス収入1項介護予防給付費収入は、実績見込みにより減額補正を行っております。4款繰入金1項保健事業勘定繰入金は、保険事業勘定よりの繰入金でございます。続きまして歳出について御説明申し上げます。5ページをお開きください。1款事業費1項指定介護予防支援事業費は、実績見込みより減額補正を行っております。以上が補正予算（第3号）の主な内容でございます。なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第16号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億932万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を6億3,482万2,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。歳入につきましては、1款1項国庫補助金を6,140万円、2款1項県補助金を1,300万円、3款1項一般会計繰入金を3,327万6,000円それぞれ増額いたします。主な内容といたしましては、国の補正予算を活用し、高田南土地区画整理事業の事業費を増額することによる歳入予算の増額でございます。また、5款2項保留地処分金165万円につきましては、高田南土地区画整理事業における保留地の売却実績に応じた増額でございます。次に、歳出について御説明申し上げます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を1億932万6,000円増額いたします。主な内容といたしま

しては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、国の補正予算を活用した高田南土地地区画整理事業の事業費の増額と、保留地処分金を財源とする一般会計繰出金の増額によるものでございます。次に4ページをお開きください。第2表繰越明許費として高田南土地地区画整理事業の事業費1億8,000万円を計上しております。主な内容といたしましては、高田南土地地区画整理事業の一括施工について、令和元年度分の事業費を令和2年度に繰り越すものでございます。これは一括施工に係る工事請負契約が3月下旬となる予定であり、令和元年度分の事業費の執行が実質的に令和2年度となることから、予算の繰り越しを行うものでございます。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第17号令和元年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第2条収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益第1項営業収益を1,922万3,000円の減額補正を行い、総額を7億1,014万3,000円とするものでございます。これは給水収益の減収によるものでございます。近年の水需要は人口減少、節水型家電の普及の影響で減少傾向にあります。加えて、このような状況の中、昨年の夏場の長雨と気温の低下が更なる減収の原因になったと考えられ、8月及び9月の給水収益は、前年同期間と比較して610万円の減。また、平成31年4月から令和元年12月までの給水収益累計額は、前年度と比較して1,138万円の減となったことから、営業収益の減額を行うものでございます。以上が今回の補正の内容でございます。なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第18号令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、まず第2条収益的収入及び支出の収入において、第1款下水道事業収益を753万2,000円減額し、収益総額を9億6,846万2,000円といたしております。これは下水道使用料の減収による営業収益の減額でございます。次に、資本的収入及び支出の収入におきまして、第1款資本的収入では1億4,918万円を減額し、収入総額を2億6,267万9,000円といたしております。また支出において第1款資本的支出では1億7,000万円を減額し、支出総額を5億2,307万8,000円といたしております。これは建設改良費において長与浄化センターで予定しておりました国庫補助事業費の減額、工事及び業務委託における落札差金等により事業費を減額したものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,039万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,819万6,000円、過年度分損益勘定留保資金5,187万4,000円及び減債積立金1億9,032万9,000円で補填する予定としております。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

以上が議案第12号から第18号までの提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第24、議案第19号令和2年度長与町一般会計予算から日程第31、議案第26号令和2年度長与町下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第19号から第26号までの提案理由を申し上げます。はじめに議案第19号令和2年度長与町一般会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和2年度一般会計予算の総額を133億7,516万3,000円といたしております。本年4月に長与町長選挙が予定されているため、義務的経費や継続的な経常経費を中心としたいわゆる骨格予算という位置づけで編成をいたしました。予算規模としては、前年度より5億8,547万8,000円、率にしておよそ4.6%の増加という経常経費や継続事業の多さを表す結果となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから7ページまでの第1表歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものを御説明申し上げます。

歳入の1款町税は45億7,023万2,000円を計上いたしました。前年度比で6,151万1,000円の増額でございます。個人町民税と固定資産税の増額が主な要因でございます。2款地方譲与税から6款地方消費税交付金までについては、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上しております。7款環境性能割交付金は、令和元年度の税制改正により自動車取得税が廃止をされ、新たに導入された交付金として計上しております。3ページをお開きください。8款地方特例交付金、9款地方交付税及び10款交通安全対策特別交付金につきましては、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上しております。11款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の保育料、長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金など1億6,949万5,000円を計上。前年度比5,742万5,000円の減額で、幼児教育、保育の無償化が主な内容でございます。12款使用料及び手数料では、児童福祉使用料、都市計画使用料、住宅使用料やごみ収集手数料など合わせて1億7,217万4,000円を計上しております。13款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び児童手当負担金など、21億2,997万4,000円を計上。前年度比3億561万1,000円の増額でございます。14款県支出金は11億1,897万8,000円を計上。前年度比1億3,711万1,000円の増額。国県支出金のどちらにおきましても、保育所運営費負担金及び子育てのための施設等利用給付交付金の増額が主な要因となっております。15款財産収入は901万4,000円を計上しております。4ページをお開きください。16款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金を6,000万円と見込んで計上。17款繰

入金は、1項特別会計繰入金のほか、2項基金繰入金につきましては、財源調整としての財政調整基金及び減債基金からの繰り入れと、特定目的基金からの繰り入れを合わせて9億9,586万円を計上いたしております。前年度比で2億7,112万3,000円の減額で、財政調整基金繰入金の減額が主な要因でございます。18款繰越金は前年度と同額を計上。19款諸収入は1億3,074万8,000円を計上、前年度比599万2,000円の増額であります。20款町債は12億7,070万円を計上。前年度比5億6,890万円の増額となっております。

次に、5ページからの歳出につきまして主要内容を御説明申し上げます。1款議会費は1億3,996万9,000円を計上、前年度比115万1,000円の増額となっております。2款総務費は13億9,536万9,000円を計上、前年度比8,222万9,000円の減額となっております。これは2項町税費でのふるさと長与応援寄附金に係る経費の減額及び3項戸籍住民基本台帳費4項選挙費での減額が主な要因でございます。3款民生費は57億9,112万8,000円を計上、前年度と比較しまして5億5,471万円の増額となっております。これは1項社会福祉費の障害者福祉費、2項児童福祉費の保育所等整備交付金及び子育てのための施設等利用給付費の増加が主な要因であります。4款衛生費では11億3,312万9,000円を計上、前年度比で3,425万5,000円の増額となっております。2項清掃費のごみ処理費等の増加が主な要因でございます。5款労働費は3,640万4,000円で、前年度比56万7,000円の減額。6款農林水産業費は2億1,599万3,000円で、前年度比1,431万6,000円の増額でございます。これは固定資産管理システム導入業務委託料の増加が主な要因でございます。6ページをお開きください。7款商工費は9,682万6,000円で、前年度比90万5,000円の増額でございます。8款土木費は16億2,986万6,000円で、前年度比1億2,370万2,000円の増額でございます。これは土地区画整理事業特別会計繰出金の増加が主な要因でございます。9款消防費は3億8,507万2,000円で、前年度比1,103万5,000円の増額となっております。これは長崎県ポンプ操法大会に係る経費の増加が主な要因でございます。10款教育費は11億4,129万6,000円で、前年度比6,604万2,000円の減額となっております。これは小中学校におけるパソコン等の調達方法見直しによる備品購入費の減額が主な要因でございます。11款災害復旧費は1,168万5,000円を計上しております。次に7ページをお開きください。12款公債費は13億7,101万2,000円の計上で、前年度比1,067万3,000円の減額であります。13款諸支出金は741万4,000円で、土地開発基金への積立金を計上しております。14款予備費は前年度と同額を計上いたしております。以上が歳入歳出予算の主要内容でございます。続きまして8ページをお開きください。第2表債務負担行為では、長与町民文化ホール音響設備入替事業につきまして、期間及び限度額を定めております。9ページをお開きください。第3表地方債では、農村地域防災減災事業以下5件につきまして、起

債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。以上が当初予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに当初予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願いたいと思っております。

続きまして、議案第20号令和2年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和2年度の駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ733万6,000円とするものでございます。この予算額は前年度より41万7,000円、5.4%の減額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。第2条の一時借入金借り入れの最高額は500万円と定めておるところであります。それでは歳入につきまして説明を申し上げます。2ページをお開きください。歳入の主なものとしましては、1款使用料及び手数料1項使用料733万3,000円を計上しております。次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は723万5,000円を計上しておりますが、駐車場管理委託料が主なものでございます。2項繰出金は存目としております。2款予備費は10万円を計上いたしております。なお、議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第21号令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,709万1,000円とするものでございます。この予算額は前年度より9,900万4,000円、2.4%の減額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。第2条の一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定めております。第3条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは歳入から御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。1款国民健康保険税は8億1,620万5,000円を計上し、前年度比1,177万3,000円、1.4%の減額を見込んでおります。保険税率につきましては昨年度同様ですが、非保険者数の減少が主な要因でございます。3款国庫支出金は、105万6,000円を計上しております。医療機関でのマイナンバーカード利用開始などに伴うシステム整備費として国より交付されるものでございます。4款県支出金は29億863万9,000円を計上しており、前年度比1億228万6,000円、3.4%の減額を見込んでおります。主に保険給付費として県より交付されるものでございます。6款繰入金は2億3,647万1,000円を計上しており、前年度比1,104万2,000円、4.9%の増額を見込んでおります。主な要因といたしましては、保険基盤安定繰入金の増額によるものでございます。8款諸収入は421万8,000円を計上しており、前年度比295万8,000円の増額を見込んでおります。第三者納付金の見込額の増加によるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は2,728万6,000円を計上し、前年度比671万3,000円、19.7%の減額

を見込んでおります。2款保険給付費は28億6,531万7,000円を計上し、前年度比5,314万5,000円、1.8%の減額を見込んでおります。3款国民健康保険事業費納付金は9億9,301万6,000円を計上し、前年度比4,018万円、3.9%減額をしております。県全体の1人当たり公費の増加等により各市町の納付金が減少をしておるところであります。4款保健事業費は6,626万円を計上し、前年度比124万4,000円、1.9%の増額を見込んでおります。主な要因といたしまして、重複多受診の指導のための訪問及び特定保健指導及び重症化予防の充実を図るための体制強化を行うものでございます。5款基金積立金は存目計上となります。7款諸支出金は421万1,000円を計上し、前年度比21万円の減額を見込んでおります。8款予備費は1,000万円を計上しております。以上が当初予算の内容でございます。なお、議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第22号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,726万2,000円と定めるものでございます。この予算規模は前年度に比べて2,147万6,000円、4.2%増額となっております。

それでは歳入から御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は4億3,619万9,000円を計上いたしております。前年度比1,957万6,000円、4.7%を増額しております。主な要因として被保険者数の増加と保険料の引き上げがございまして、2款使用料及び手数料は督促手数料でございまして、3款繰入金1億15万5,000円は一般会計からの繰入金で、事務費繰入金2,033万7,000円、保険基盤安定繰入金7,981万8,000円を計上いたしております。4款繰越金は存目計上でございます。5款諸収入87万7,000円は、償還金及び還付加算金が87万2,000円で、そのほかは存目計上でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。予算書の3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費262万7,000円は一般事務に係る経費を計上しております。2項徴収費160万9,000円は徴収に係る経費を計上しております。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金5億3,115万3,000円は広域連合への保険料等の納付金で、昨年度より2,239万8,000円、率にして4.4%増額しております。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は87万2,000円、2項繰出金は存目計上でございます。4款予備費は100万円を計上いたしております。

以上が主な内容でございます。なお、議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、議案第23号令和2年度長与町介護保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。令和2年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ33億1,819万8,000円。介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,751万6,000円といたしております。この予算規模は、前年度に比べて保険事業

勘定が2億2,198万4,000円、7.2%の増、介護サービス事業勘定が241万4,000円、8.1%の減となっております。

それでは歳入歳出につきまして、保険事業勘定から御説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございます。1款保険料では、第1号被保険者の保険料7億1,715万4,000円を計上いたしております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金は介護給付費負担金5億6,595万5,000円を、2項国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金、保険者機能強化交付金1億6,636万2,000円を計上いたしております。なお、保険者機能強化基金は存目計上といたしております。4款支払基金交付金は第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金8億5,134万円を計上いたしております。5款県支出金1項県負担金は介護給付費負担金4億1,177万3,000円を、2項県補助金は地域支援事業交付金3,730万2,000円を計上しております。6款財産収入は存目計上でございます。7款繰入金1項一般会計繰入金は介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、そのほか一般会計繰入金及び低所得者に対する保険料軽減措置分の公費負担分繰入金として、低所得者保険料軽減繰入金を加え合計4億9,783万1,000円を、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として6,000万円をそれぞれ計上しております。8款繰越金は1,000万円を計上しております。9款諸収入は全て存目計上でございます。

次に歳出でございますが、3ページをお開き願います。1款総務費1項総務管理費は1,247万円を計上いたしております。2項徴収費は、納付書郵便料のほか、コンビニ収納手数料等を含め287万円を計上いたしております。3項介護認定審査会費は、認定審査会及び認定調査に係る経費3,444万8,000円を計上いたしております。4項趣旨普及費は30万4,000円を計上いたしております。5項介護保険運営協議会費は老人福祉計画・介護保険事業計画策定委託料を含め544万8,000円を計上いたしております。2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、要支援及び要介護の認定を受けた方が利用するサービス費を支払う経費として30億839万6,000円を計上いたしております。3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費として1億2,460万6,000円、2項一般介護予防事業費は2,011万3,000円、3項包括的支援事業・任意事業費は9,853万円をそれぞれ計上いたしております。4款基金積立金は介護給付費準備基金積立金として計上しております。5款公債費は30万円を計上いたしております。6款諸支出金は保険料還付金等で71万1,000円を計上いたしております。7款予備費は1,000万円を計上いたしております。

次に介護サービス事業勘定につきまして、御説明を申し上げます。4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございます。1款サービス収入1項介護予防給付費収入は、地域包括支援センターが行う要支援1、要支援2の方のケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメント作成に係る収入として2,751

万4,000円を計上いたしております。2款繰越金及び3款諸収入につきましては、存目計上でございます。次に歳出でございますが、5ページをお開き願います。1款事業費1項指定介護予防支援事業費は、包括支援センター専門員嘱託委員の報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料など2,465万8,000円を計上いたしております。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防ケアマネジメント作成委託料285万8,000円を計上いたしております。以上が主な内容でございます。なお、議案のあとに予算書に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、議案第24号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和2年度の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億8,667万5,000円として事業の推進を図りたいと考えております。歳入歳出予算の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算により御説明を申し上げたいと思います。歳入につきましては、1款1項国庫補助金を3億1,375万円、2款1項県補助金を6,275万円、3款1項一般会計繰入金を9億817万1,000円、4款1項繰越金を200万円それぞれ計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を12億3,310万5,000円計上いたしました。主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料となっております。2款1項公債費は、起債償還金として5,157万円を計上いたしました。最後に、3款1項予備費として200万円を計上いたしました。以上が当初予算の主な内容でございます。

なお、議案のあとに予算に関する説明書及び主要な施策に関する説明書を添付しておりますので、御参照願いたいと思っております。

続きまして、議案第25号令和2年度長与町水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第2条の業務の予定量としまして、令和2年度末給水戸数を1万5,839戸、年間総給水量を360万4,327立方メートル、1日平均給水量を9,875立方メートルと見込んでおります。また、主要な建設改良事業の事業費として2億300万円を計上しております。第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益7億8,766万6,000円を見込んでおります。主なものといたしまして営業収益の7億1,513万円、内訳として上水道給水収益6億8,622万8,000円が主なものでございます。営業外収益では7,252万6,000円、内訳といたしまして長期前受金戻入7,230万4,000円が主なものでございます。そのほか特別利益を計上しております。

支出では第1款水道事業費用7億6,028万3,000円を計上しております。主なものといたしまして、営業費用の7億4,053万1,000円でございます。主な内訳といたしまして、水道施設等の維持管理等に関する費用として要する費用として、原水及び浄水費で2億9,481万3,000円、配水及び給水費で9,554万1,000円、また、減価償却費として2億3,687万6,000円などを計上いたしております。営

業外費用では1,866万2,000円を計上しております。主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。そのほか、特別損失、予備費を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入1億5,345万円を見込んでおります。これは企業債1億4,850万円と分岐工事負担金などの負担金495万円でございます。支出では第1款資本的支出3億6,755万3,000円を計上しております。主なものは平木場地区水道施設改良工事及び共同浄水場整備検討調査業務委託負担金などの建設改良費3億2,829万9,000円及び企業債償還金3,725万4,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,410万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,792万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,277万2,000円及び建設改良積立金340万4,000円で補填する予定でございます。続きまして2ページをお開きください。第5条の企業債につきましては、水道施設整備の事業費に充てる目的で1億4,850万円の起債を予定しております。第6条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第7条の支出予定の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることを願います。第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億539万円及び交際費10万円を予定いたしております。第9条のたな卸資産購入限度額につきましては672万4,000円を予定しております。以上が主な内容でございます。議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、議案第26号令和2年度下水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量といたしまして、年度末排水戸数を1万5,850戸、年間総排水量を383万7,000立方メートル、1日平均排水量を1万512立方メートルと見込んでおります。また建設改良事業として3億9,498万4,000円を予定し、国庫補助対象事業として2億3,628万円を行う予定としておるところであります。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益といたしまして9億8,988万円を見込んでおります。主なものとしましては、営業収益の6億5,911万8,000円、主に下水道使用料6億5,451万1,000円でございます。営業外収益では3億3,076万1,000円、主なものとしていたしまして、一般会計負担金1億1,000万円及び長期前受金戻し入れ2億2,016万4,000円でございます。支出では、第1款下水道事業費を9億5,632万9,000円を予定しております。主なものとしていたしまして、営業費用の8億8,360万1,000円でございます。営業費用の主な内訳といたしましては、下水道施設の維持管理等に要する費用として管渠費、処理場費で3億3,184万4,000円、また、減価償却費として4億5,370万2,000円などを計上しております。営業外費用では7,142万8,000円を計上して

おり、主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。そのほかに特別損失、予備費を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入3億662万9,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、建設改良費への充当分として、企業債1億7,900万円、国庫補助金1億2,700万円、また、受益者負担金の62万9,000円を見込んでおります。支出では、第1款資本的支出5億9,361万6,000円を予定いたしております。内訳といたしましては、建設改良費3億9,718万4,000円、企業債償還金1億9,543万2,000円、そのほか、予備費の100万円でございます。主な建設改良事業といたしまして、長与浄化センターの高度処理に関わる改築更新事業、また下水道管路施設の改築更新事業を行うとしております。以上により、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億8,698万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,358万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,725万2,000円及び減債積立金1億3,615万円で補填する予定としております。第5条の債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対して、令和3年度から令和7年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。上記事業に伴い借入資金に対する債務不履行時の損失補償として、借入金の償還期限到来後3か月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金及び遅延利息の合計額を限度額とし債務の負担を行う予定としております。また、令和2年度から令和3年度までの期間に行います長与浄化センター改築更新工事の委託料につきまして、令和3年度施工分1億1,300万円を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。続きまして、2ページをお開きください。第6条企業債の発行につきましては、建設改良費に伴う企業債として1億7,900万円を証書発行により、年利率5%以内で借入れを行う予定といたしました。第7条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用、営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることを願います。第9条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費7,663万1,000円及び交際費6万円を予定しております。以上が主な内容でございます。なお、議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。以上が議案第19号から第26号までの提案理由でございます。御審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第32、議案第27号人権擁護委員の推薦についてから、日程第34、議案第29号人権擁護委員の推薦についてまでの3件を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第27号から第29号までの提案理由を申し上げます。はじめに議案第27号人権擁護委員の推薦につきまして、平成29年7月1日から現在に至るまでの1期、人権擁護委員として御尽力を賜りました木島和美氏の任期が本年6月末日をもって満了となりますが、再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。木島氏は、昭和53年から平成29年まで長与町職員として勤務され、福祉関係の窓口やDV対応などの相談業務を担当し、住民福祉の向上に御尽力をされました。現在は長与町社会福祉協議会に勤務され、相談業務などを担当しています。その他住所等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

続きまして、議案第28号人権擁護委員の推薦につきまして、任期満了により退任された委員の後任といたしまして、柏田正氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。柏田氏は昭和51年4月から長崎県の教員として、県内各地の小学校、長崎県教育庁、西海市教育委員会などで学校教育に御尽力され、平成26年3月に時津町立時津小学校校長を最後に退職されました。その後、平成26年4月から平成30年3月までは、とぎつカナリーホールの館長として、教育、芸術及び文化活動の振興に御尽力された形でございます。その他住所等につきましては、お手元の議案書の記載のとおりでございます。

続きまして、議案第29号人権擁護委員の推薦につきまして、任期満了により退任された委員の後任として、江島英典氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。江島氏は、昭和53年4月から長崎県の教員として県内各地の小学校で学校教育に御尽力され、平成27年3月に大村市立竹松小学校校長を最後に退職をされております。その後、平成27年4月から現在に至るまでは、大村市教育委員会社会教育課で社会教育指導員として勤務されておられます。そのほか住所等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い御理解のある方々であると確信をしておりますので、よろしく御推薦くださいますようお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

（散会 11時45分）